

○田村市乳幼児及び児童医療費助成に関する規則

平成17年3月1日規則第99号

改正

平成18年3月1日規則第1号

平成19年3月30日規則第23号

平成21年6月30日規則第15号

平成24年8月9日規則第14号

平成27年5月27日規則第24号

田村市乳幼児及び児童医療費助成に関する規則

(目的)

**第1条** この規則は、乳幼児及び児童（以下「乳幼児等」という。）の医療費の一部を助成することにより、乳幼児等の疾病又は負傷の治癒を促進し、乳幼児等の健康の保持増進を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この規則において「乳幼児等」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯に属する者は含まないものとする。

2 この規則において「保護者」とは、乳幼児等を監護する父若しくは母（父母がいないか又は父母が監護しない場合は、当該乳幼児等の父母以外の者でその乳幼児等の養育に当たる者）をいう。ただし、当該乳幼児等を父及び母が監護するときは、当該父又は母のうち主として当該乳幼児等の生計を維持する者をいう。

3 この規則において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

4 この規則において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、入院時食事療養費、療養費及び家族療養費をいう。

5 この規則において「一部負担金」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

6 この規則において「医療機関」とは、医療保険各法に基づき指定された病院、診療所、薬局等をいう。

7 この規則において「委託医療機関」とは、医療機関のうち市長からこの規則に基づく乳幼児及び児童医療費助成事業の実施について委託を受けたものをいう。

(助成対象者)

**第3条** この規則において、医療費の助成の対象となる者は、田村市に住所を有する乳幼児等の保護者をいう。

(助成)

**第4条** 市長は、乳幼児等の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療の給付を受けた場合に支払った一部負担金の額を限度として助成するものとする。ただし、健康保険組合等で行っている付加給付がある場合には、当該付加給付の額を控除するものとする。

2 前項に規定する一部負担金の額に高額療養費が含まれる場合は、高額療養費として健康保険組合等から給付を受けた額を控除した額をもって一部負担金の額とするものとする。

3 乳幼児等について、田村市国民健康保険条例（平成17年田村市条例第129号）第8条の規定により一部負担金の額を免じている国民健康保険の被保険者については、この規則による助成をしたものとみなす。

(受給資格の登録)

**第5条** 医療費の助成を受けようとする保護者は、乳幼児及び児童医療費受給資格登録申請書（様式第1号）を提出し、乳幼児及び児童医療費受給資格の登録を受けなければならない。

(受給資格証の交付)

**第6条** 市長は、前条の規定により登録された保護者に乳幼児及び児童医療費受給資格証（様式第2号）を交付する。

(受給資格証の提示)

**第7条** 保護者は、乳幼児等が医療機関において医療を受けるときは、医療機関に乳幼児及び児童医療費受給資格証を提示しなければならない。

(助成の方法)

**第8条** 医療費の助成は、市長が保護者に代わり第4条第1項に規定する額を委託医療機関に支払うことによって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、医療機関において一部負担金を支払ったとき又は市長が特別の理由があると認めるときは、保護者に支払うことができる。

3 保護者は、前項に規定する助成を受けようとするときは、乳幼児及び児童医療費助成申請書（様式第3号）により市長に申請しなければならない。

（助成の決定及び交付）

**第9条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成額を決定して助成金を交付するものとする。

（届出義務）

**第10条** 保護者は、次に掲げる事項に変更があったときは、乳幼児及び児童医療費受給資格内容等変更届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

（1） 保護者及び乳幼児等の双方又はいずれか一方の氏名又は住所

（2） 加入している保険種別

（再交付の申請）

**第11条** 保護者は、乳幼児及び児童医療費受給資格証を紛失し、又は損傷したときは、乳幼児及び児童医療費受給資格証再交付申請書（様式第5号）により市長に再交付の申請をするものとする。

（譲渡等の禁止）

**第12条** この規則に基づく助成を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（助成金の返還）

**第13条** 保護者が、虚偽その他不正な行為により助成を受けたときは、市長は当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

**第14条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の滝根町乳幼児医療費助成に関する規則（平成3年滝根町規則第4号）、大越町乳幼児医療費助成に関する規則（昭和48年大越町規則第7号）、都路村乳幼児医療費助成に関する規則（昭和63年都路村規則第4号）、常葉町妊産婦及び乳幼児医療費助成に関する規則（昭和48年常葉町規則第8号）又は船引町乳・幼児医療費助成に関する規

則（昭和59年船引町規則第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則**（平成18年規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の田村市乳幼児医療費助成に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の診療に係る医療費の助成から適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

**附 則**（平成19年規則第23号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の田村市乳幼児及び児童医療費助成に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の診療に係る医療費の助成から適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

**附 則**（平成21年規則第15号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の田村市乳幼児及び児童医療費助成に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の診療に係る医療費の助成から適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

**附 則**（平成24年規則第14号）

（施行期日）

- 1 この規則は平成24年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の田村市乳幼児及び児童医療費助成に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の診療に係る医療費の助成から適用し、同日前の診察に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

**附 則**（平成27年5月27日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の田村市乳幼児及び児童医療費助成に関する規則は、平成27年1月1日から適用する。

## 福島県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 県は、乳幼児の疾病の早期発見及び早期治療を促進するとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、もって子どもを安心して産み育てる環境づくりの一助とするため、市町村に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号、以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (定 義)

第2条 この要綱において、「乳幼児」とは、満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、かつ、県の区域に住所を有し、次の各号のいずれにも該当する者をいう。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。

(1) 次に規定する医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の被保険者又は被扶養者である者

- ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- イ 健康保険法（大正11年法律第70号）
- ウ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- エ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- オ 国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号）
- カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(2) 乳幼児の保護者の前年の所得（1月1日から5月31日までに出生した乳幼児の保護者については、前々年の所得）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びに扶養親族の数に応じて児童手当法（昭和46年法律第73号）第5条で定める額未満である者

- 2 この要綱において「保護者」とは、親権を行う者、後見人、その他の者で、乳幼児を現に監護している者をいう。
- 3 この要綱において「附加給付」とは、保険者が医療保険各法による組合である場合において、当該医療保険各法による保険給付に併せて、その規約等をもって当該組合が行う保険給付としてのその他の給付をいう。
- 4 この要綱において「一部負担金等」とは、医療保険各法の規定により保険給付（療養の給付、療養費、家族療養費をいう。）を受ける者が負担すべき額及び母子保健法等法令の規定により公費負担医療の給付がされた場合（育成医療、養育医療等）に徴収される費用の額をいう。
- 5 この要綱において「レセプト」とは、診療報酬明細書をいう。

### (補助の対象及び補助額)

第3条 補助の対象は、市町村が乳幼児医療費助成を行う場合において、当該乳幼児にか

かる疾病又は負傷について医療保険各法による医療の給付が行われたときに支払うべき一部負担金等の額とする。ただし、当該疾病又は負傷について、他の法令による給付又は附加給付がある場合は、その額を控除した額とする。

- 2 前項の額に、医療保険各法の保険者が負担すべき高額療養費がある場合には、次の算式により算定した額とする。

[算式]

$$\left( \begin{array}{l} \text{高額療養費の算} \\ \text{定方法による世} \\ \text{帯合算額から控} \\ \text{除する額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{前項に規} \\ \text{定する額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{入院時食事療養} \\ \text{費定額負担分} \end{array}}{\text{高額療養費の算定方法による世帯合算額}} \right) + \begin{array}{l} \text{入院時食事} \\ \text{療養費定額} \\ \text{負担分} \end{array}$$

- 3 原則として、国の制度による公費負担制度を優先し、適用した公費負担制度の自己負担額について補助の対象とする。

- 4 補助の額は、第1項から第3項で算定した額から1レセプト当たり千円（千円未満の場合は当該レセプトの一部負担金等の額）を控除した額と、市町村が乳幼児に対して助成した額を比較して低い額に2分の1を乗じて得た額の範囲内で、知事が定める額とする。ただし、算出された額について、千円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てるものとする。

(申請書の様式)

第4条 規則第4条第1項の規定により、補助金の交付を受けようとする市町村長は、乳幼児医療費助成事業補助金交付申請書（様式第1号）により別に定める日までに申請するものとする。

(補助金交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、補助額に増がなく、補助対象経費の20%以内の変更とする。

(変更の承認の申請)

第6条 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、知事に承認を受けようとする市町村長は、乳幼児医療費助成事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第7条 規則第8条1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、乳幼児医療費助成事業補助金概算払請求書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 市町村長は、規則第11条の規定による事業の遂行の報告を、乳幼児医療費助成事業遂行状況報告書(様式第4号)により、別に定める日までに行うものとする。

2 市町村長は、事業が完了したときは、速やかに乳幼児医療費助成事業完了報告書(様式第5号)を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、乳幼児医療費助成事業実績報告書(様式第6号)により、事業の完了の日(事業の廃止について、知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日(補助金が全額概算払いによって交付された場合にあっては、補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の5月15日)のいずれか早い日までに行うものとする。

(会計帳簿等の整備等)

第11条 補助金の交付を受けた市町村は、補助金等の収支の状況を記載した会計帳簿、その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(実施状況調査)

第12条 知事は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた市町村の整備する会計帳簿、その他の書類を閲覧し、事業の実施状況を検査するものとする。

(雑 則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 53 年 10 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 54 年 4 月 5 日から施行し、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の福島県乳児医療費補助金交付要綱第 2 条第 1 項第 2 号の規定は、昭和 57 年 4 月 1 日以降に出生した者に係る乳児医療費補助金について適用し、同日前に出生した者に係る乳児医療費補助金については、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 60 年 8 月 29 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の福島県乳児医療費補助金交付要綱第 3 条の規定は、昭和 60 年 10 月 1 日以降に受診した者に係る乳児医療費補助金について適用し、同日前に受診した者に係る乳児医療費補助金については、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年 12 月 4 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の福島県乳児医療費補助金交付要綱の規定は、平成元年度分に係る乳児医療費補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 年 7 月 12 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の福島県乳児医療費補助金交付要綱の規定は、平成 2 年度分に係る乳児医療費補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 6 年 9 月 26 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の福島県乳児医療費補助金交付要綱の規定は、平成 6 年 10 月 1 日以降の医療行為に関する給付に要する経費から適用する。
- 3 この要綱による改正後の福島県乳児医療費補助金交付要綱の規定は、平成 6 年度分に係る乳児医療費補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の福島県乳幼児医療費補助金交付要綱の規定は、平成 8 年度分の乳幼児医療費補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日の乳幼児医療費補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 14 年 7 月 12 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日の乳幼児医療費補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 3 月 12 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の福島県乳幼児医療費補助金交付要綱の規定は、平成 24 年度分に係る乳幼児医療費補助金から適用する。

ただし、この要綱による改正後の福島県乳幼児医療費補助金交付要綱第 2 条第 1 項第 2 号の規定は、平成 24 年 6 月 1 日以降に受診した者に係る乳幼児医療費補助金について適用し、同日前に受診した者に係る乳幼児医療費補助金については、なお従前の例による。